

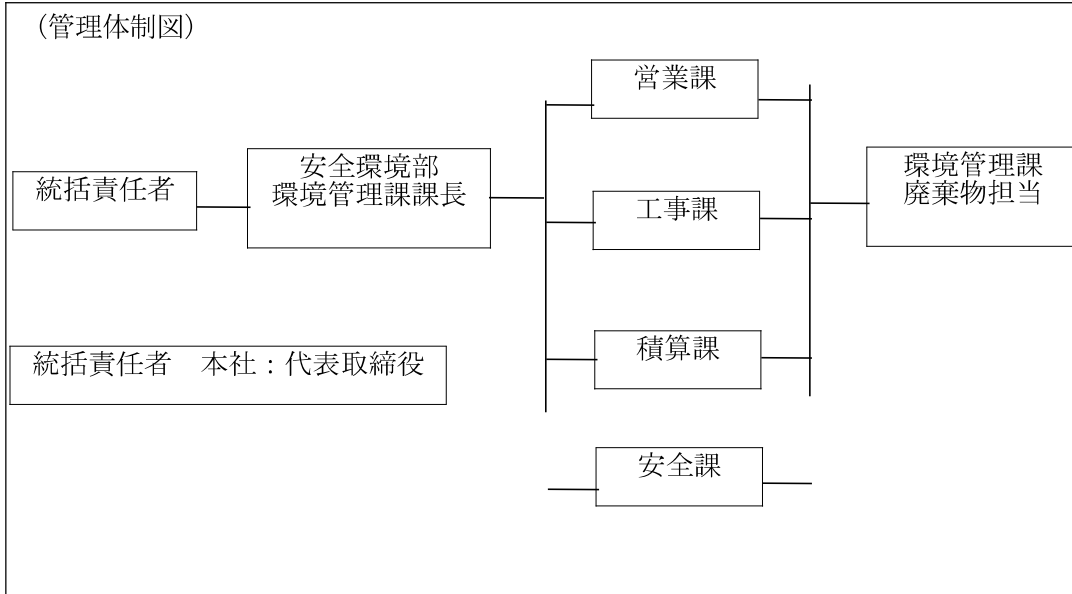
様式第二号の八（第八条の四の五関係）

（第1面）

産業廃棄物処理計画書			
令和6年6月27日			
愛知県知事殿			
提出者 住所 熊本県熊本市南区野田三丁目 13番1号 氏名 榎前田産業 代表取締役 木村 洋一郎 （法人にあつては、名称及び代表者の氏名） 電話番号 096-358-6600			
産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。			
事業場の名称	株式会社前田産業		
事業場の所在地	愛知県管轄区域内		
計画期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日		
当該事業場において現に行っている事業に関する事項			
1 事業の種類	07. 職別工事業		
2 事業の規模	11,742,287,395 円		
3 従業員数	223 名		
④産業廃棄物の一連の処理の工程			
工事現場で発生した産業廃棄物	収集運搬（自社又は許可業者に委託）	中間処理（自社又は許可業者に委託）	再生材
		最終処分（許可業者に委託）	有価物

（日本工業規格 A列4番）

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

1 現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	排出量	t	t
(これまでに実施した取組)			
コンクリートがら、アスファルトがら、木くずについては再資源化施設への搬入の徹底。工事現場での分別の徹底。 混合廃棄物の発生抑制。循環型社会の構築を念頭におき、資源の有効活用に心がけ最終処分量（埋立処分）を限りなく“ゼロ”に近づけるゼロエミッション活動に取り組む。			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	排出量	t	t
(今後実施する予定の取組)			
これまでと同様に取り組む。リサイクル可能な分別品目を増やし混合廃棄物は選別が困難なため、混合廃棄物を出さない工夫が大切になる。循環型社会の構築を念頭におき、資源の有効活用に心がけ最終処分量（埋立処分）を限りなく“ゼロ”に近づけるゼロエミッション活動に取り組む。			

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) コンクリートがら、アスファルトがら、木くずについては再資源化施設への搬入の徹底。工事現場での分別の徹底。混合廃棄物の発生
-----	--

	抑制。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 現状維持に加え、混合廃棄物の分別・選別施設への搬入を徹底する。 解体工事の際、現場での分別を徹底し再資源化率のアップに努める。

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
1 現状	【前年度（ 令和5 年度）実績】		

	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	<p>(これまでに実施した取組)</p> <p>委託先の事業の範囲の確認の徹底。</p> <p>最終処分までの確認の徹底。</p> <p>業者選定にはリサイクル率の高い中間業者を優先する。</p>		

(第5面)

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t

		<p>(今後実施する予定の取組)</p> <p>委託先の事業の範囲の確認の徹底。</p> <p>最終処分までの確認の徹底。</p> <p>業者選定にはリサイクル率の高い中間業者を優先する。</p>
	※事務処理欄	

(第6面)

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

